

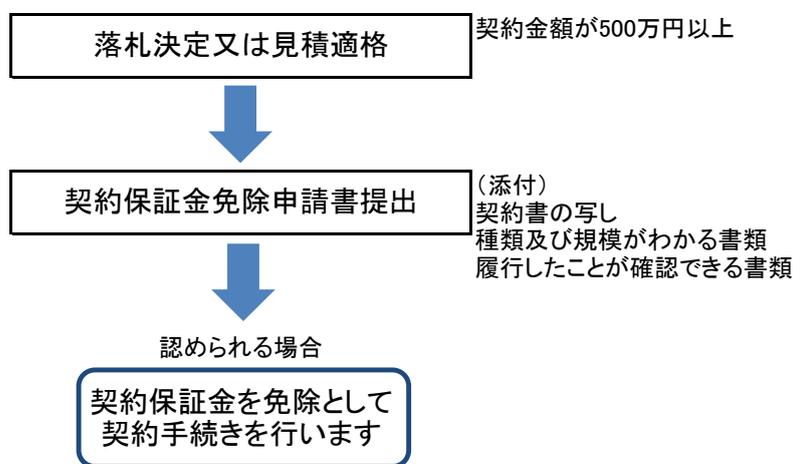
七尾市契約事務規則第45条第2項第3号による契約保証金の免除について

平成30年 4月 1日

契約事務規則第45条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する場合は、契約保証金免除申請書（様式1）及び添付書類を契約担当課へ提出してください。

※工事請負契約のときは、契約事務規則第45条第2項第3号による免除申請はできません。

※希望する場合は、落札決定又は見積適格後速やかに申請してください。



契約事務規則第45条第2項第3号による契約保証金の免除要件

- 当該年度七尾市競争入札参加資格があること
- 過去2年の間に市・国などと種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結していること
- 上記契約すべてを誠実に履行していること
- 契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

七尾市契約事務規則(抄)

第45条 監理課長は、契約者に契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。)の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 契約者が、第5条又は第32条に規定する参加資格を有する者で過去2年の間に、市若しくは国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、契約金額が500万円以上の工事請負契約のときは、この限りでない。